

山陽小野田市農業委員会

第29回

総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月11日午後1時30分から午後2時28分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	3	村 上 俊 治
会長職務代理者	1 4	松 村 孝 子
委 員	1	齊 藤 勇
	2	梶 田 智 志
	4	眞 鍋 喜久夫
	5	前 島 昭 博
	6	二 井 一 夫
	7	重 永 達 記
	8	山 本 シゲ子
	9	田 中 覺
	1 0	五十嵐 奨
	1 1	辻 村 勝 好
	1 2	村 上 雅 彦
	1 3	森 田 祐 三

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第121号 農地法第3条 権利の移動

議案第122号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第123号 現況証明願い

報告 第55号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第124号 農用地利用集積計画について

議案第125号 農用地利用配分計画の案について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局書記 西 田 実

7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第 29 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員はありません。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>総会では申請人の住所、氏名、土地の表示などの個人情報に関わる事項については、議案説明において読み上げませんので、よろしくお願い致します。</p> <p>議事録署名委員は 5 番前島委員と 6 番二井委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 121 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。</p> <p>なお、番号 50 及び議案第 122 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」番号 128 は、隣接する農地で、譲渡人が同一ですので、一括して事務局の説明を求めます。</p>
局長	<p>今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 件です。</p> <p>なお、議案第 121 号番号 50 は、議案第 122 号番号 128 と関連しますので、議案書をもとに一括して説明いたします。</p> <p>議案第 121 号番号 50 について、議案書をもとに説明いたします。</p> <p>議案書 1 ページをご覧ください。</p> <p>譲受人・譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は田、面積は 437 m²です。</p> <p>位置図は 2 ページ、公図は 3 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、 から北東へ約 に位置する農用地区域外の農地です。</p> <p>譲受人の耕作面積は 3,195 m²で、自作です。</p> <p>権利設定等の事由は、これまでも利用権を設定して耕作を行ってきた農地を取得し、農業経営規模を拡大したい譲受人の要望に、今までも耕作を行っておらず、高齢により維持管理も困難である譲渡人が応じたものです。</p> <p>譲受後は水稻を栽培する予定です。</p> <p>契約の種別は売買による所有権の移転となっております。</p> <p>本件は農地法第 3 条第 2 項に該当しないため、許可の要件を満たし</p>

ていると考えられます。

次に議案第 122 号番号 128 について議案書を基に説明いたします。

議案書 4 ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は 695 ㎡です。

位置図は 9 ページ、公図は 10 ページ、土地利用図は 11 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 1 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

転用目的は、駐車場の設置です。

申請の理由は、申請地の近傍に新社屋を建設することとなり、従業員の車両や社用車の駐車場を確保したい譲受人の要望に、高齢で耕作ができず、管理も行っていない譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、他に適当な土地がないため、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

なお、報告に当たっては、個人情報保護の観点から個人名などは使わず、譲渡人、譲受人等で表現してください。

1 1 番 12 月 5 日に事務局 2 名と前島委員、私の 4 名で現地を確認いたしました。

農地法第 3 条の方は近くに があり、 も近く、農地として、とても環境がよく、水路のゲート等もよく管理されました。

申請地の状況は保全管理中でした。

譲渡人は高齢で管理が困難なことから以前から管理を依頼していた譲受人に譲渡するとのことでした。

その他特に問題となることはありませんでした。

第 3 条については以上です。

続いて 5 条の報告に移ります。

水田を 2 つに別けて駐車場と水田として利用するとのことでした。

場所等は先程説明したので省略しますが、造成するにあたり気が付いたことがあります。

1 1 ページで、駐車場にする申請地が、 ですが、下側に 番という地番がありますが、水路も何もありません。

1 m の盛土をすることですが、そのままだと境界も水路も無く

なり、こちらの方の水田がぬかるんでしまうのではないかということで、私の方から注文を付けさせていただいて、北側にある水路に向かって最低1%以上の傾斜をつけてもらうようお願いしております。その他特に問題となる事項はありませんでした。

これで現地報告を終わります。

何か質問はありませんか。

議長

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第121号番号50及び議案第122号番号128に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に議案第122号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第5条の許可申請は6件ですが、先に1件について承認をいただきましたので、残りの5件について説明いたします。

議案第122号番号127について議案書をもとに説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は704㎡です。

位置図は6ページ、公図は7ページ、土地利用図は8ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約2.7kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

転用目的は、駐車場の設置です。

申請の理由は、現在使用している駐車場を他の会社の社屋用地としたため、経営する会社の近傍に社用車の駐車場を確保したい譲受人の要望に、高齢で耕作ができず、管理も行っていない譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

次に現地調査報告をお願いします。

議長

11番

現地の報告をいたします。先ほど説明した土地の近くで、■■■■が通っています。■■■■と■■■■は畦畔がなく、1枚になっています。西側から13m行ったところまでが駐車場となっています。

図面にまっすぐ線が入っている部分です。

ここについては譲受人が耕作されてきました。

今年も水稲耕作をした跡がありました。

駐車場ですので排水はあまり関係ないですが、雨水は■■■■との間にある側溝に排水します。

盛土は1 m程度で、法面は土羽で仕上げる予定です。

境界についても譲受人の農地に囲まれているので特に問題はないと思います。以上です。

何か質問はありませんか。

議長

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第122号番号127に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号129について事務局の説明を求めます。

議案第122号番号129について議案書をもとに説明いたします。

局長

議案書4ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は1,618㎡です。

位置図は12ページ、公図は13ページ、土地利用図は14ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約0.6kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

申請の理由は、太陽光発電施設を設置して再生可能エネルギーの売電事業を行いたい譲受人の要望に、休耕となっている農地の有効活用を図りたい譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、本件は開発許可と同時施行となります。

次に現地調査報告をお願いします。

議長

現地の報告をさせていただきます。

5番

現地の位置や日時につきましては先程説明がありましたので、省略いたします。

申請地の状況は地目は田で、水稲の刈取が終了した状態でした。

西側は田で草地、東側は宅地、北側は田で、南側は水路と道路を挟

んで田で、草地の状態でした。

雨水処理に関しては自然流下で、南側及び北側に既存の排水路があり、そちらに流すようです。

水利組合への説明は組合長が譲渡人本人となりますので、関係者への説明は完了しています。

汚水に関しては発生しません。

周囲はフェンスを取り付け南西側に扉をつけて出入りする形になります。

なお、東側は住宅があるため建物の影ができることからソーラーパネルは設置せず、管理用の場所として使用するようです。

境界につきましては既存の畦畔や測量杭等で確認できています。

以上のことから特に問題はないと思います。

これで報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 122 号番号 129 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号 130 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 122 号番号 130 について議案書をもとに説明いたします。

議案書 4 ページをご覧ください。

借受人、貸付人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は 2,172 m²です。

位置図は 15 ページ、公図は 16 ページ、土地利用図は 17 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約 2.3 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

転用目的は、太陽光発電施設の設置です。

申請の理由は、太陽光発電施設を設置して再生可能エネルギーの売電事業を行いたい借受人の要望に、住宅地に囲まれ耕作が困難となった農地の有効活用を図りたい貸付人が応じたものです。

契約の種別は、賃貸借となっております。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、本件は開発許可と同時施行となります。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

5 番

現地の報告をさせていただきます。

申請地の地目は田で、草地となっています。

周辺の状況は南西側が水路で道を挟んで、耕作中の水田があり、北東側は雑木が生えている状態でした。

南西側は近隣の■■■■の空き地で、駐車場のようになっています。

南東側は草地で、所有者と連絡が取れないため、南東側は問題がないように境界から1 mほど離して設備を設置します。

雨水処理に関しては自然流下で、北西側の水路に排水します。

汚水に関しては発生しません。

進入路に関しては17ページにありますように西側の角から南西側につけて南側の角に管理用の車両駐車場を設けるとの事でした。

こちらは隣地の病院所有の土地に建物を建てた場合に、道になる部分が陰になるとのことでそれを見越した配置で設置するようです。

境界については、測量杭にて確認しています。

以上の事から問題はないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第122号番号130に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号131について事務局の説明を求めます。

局長

議案第122号番号131について議案書をもとに説明いたします。

議案書5ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は486㎡です。

位置図は18ページ、公図は19ページ、土地利用図は20ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■■■へ約0.3kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

転用目的は、宅地造成です。

申請の理由は、公共施設や幹線道路に近く、利便性が良いため、宅地として取得したい譲受人の要望に、住宅地に囲まれており、耕作が困難となった農地の有効活用を図りたい譲渡人が、応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考え

られます。

議長
1 1 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は[]や[]が近くにあ
り、[]や[]も近いことから利便性の高い場所だと思います。

周囲には農地はありません。

申請地は保全管理中の田です。

排水については雨水は側溝へ自然流下で、道路と同じレベルになる
ように 0.6m程埋立を行います。

境界は既設構造物で確認できています。

その他特に問題となることはありません。以上です。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 122 号番号 131 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に番号 132 について事務局の説明を求めます。

局長

議案第 122 号番号 132 について議案書をもとに説明いたします。

議案書 5 ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は田、面積は 879 m²です。

位置図は 21 ページ、公図は 22 ページ、土地利用図は 23 ページをご
覧ください。

申請地は、[]から[]へ約 2.0 k m に位置する都市計画法に定め
られた用途地域内の第 3 種農地です。

転用目的は、宅地分譲 3 区画です。

申請の理由は、住環境に恵まれ需要が見込まれることから宅地分譲
を行いたい譲受人の要望に、相続により取得した農地で耕作を行って
いない譲渡人が応じたものです。

契約の種別は、売買による所有権の移転となっております。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考え
られます。

議長
5 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

申請地の状況は田で、現状は保全管理中でした。

周囲の状況は北側が公衆用道路、西側が同じ地権者の田で、東側が

道路を挟んで宅地、南側が畑となっていました。

申請の内容は約1m程埋立を行い、周囲を1.1～1.3mのL型擁壁で囲うようです。

ただし、西側は法面でせりあがるような形になっています。

雨水処理は23ページの図面北東側の角に水路がありますが、こちらを作り変えて東側の側溝に合流させて、既存の道路側溝へ流します。

3区画に分かれています但最终的には道路側溝へ流れるようにするようです。

地主の方が地元の水利組合に話はしているとのことでした。

汚水に関しては今回は造成のみのため発生しません。

聞いたところによると、この周辺はまだ公共下水が来ていないということでした。

進入路は図面北側の公道からとなります。

境界につきましては測量杭と畦畔で確認できています。

以上のことから特に問題はないと思います。報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第122号番号132に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に、議案第123号「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。

局長

今月の「現況証明願い」は1件です。

議案第123号番号30について議案書をもとに説明いたします。

議案書24ページをご覧ください。

申請者、土地の表示等は、議案書記載のとおりです。

地目は畑、面積は97㎡です。

位置図は25ページ、公図は26ページをご覧ください。

申請地は、 から へ約0.8km、農用地区域外にあります。

本件は、昭和30年ごろに家屋を建設し、当該地を自宅の庭として使用して現在に至っております。

すでに宅地の一部となっており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

次に現地調査報告をお願いします。

11番

現地の報告をさせていただきます。

現地の位置は私の家のすぐ近くで、以前から良く知っている場所と

なります。

50年ほど前頃から周辺は水田と畑地があり、そこを譲り受けて、住居を新築されました。

十数年前にその方が亡くなられて、相続された娘さんが、その家を解体されて、現状は大きな庭木と庭石がある状態です。

とても農地として活用できる状態ではありません。

以上で現地調査報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第123号番号30に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により承認することといたします。

次に報告第55号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長

今月の農地法第18条第6項の規定による通知は番号128から130までの3件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程お願いします。

議長

何か質問はありませんか。

無いようでしたら報告第55号の審議を終わります。

次に、議案第124号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により私と、重永委員、村上雅彦委員は議事に参与することができませんので退席致します。

また、本項の議事進行は松村職務代理者をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(この間委員3名退室)

局長

議案第124号「農用地利用集積計画」について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農用地利用集積計画は整理番号95番から268番までの174件、366筆、528,028㎡です。

ご審議の程お願いします。

職務代理者

何か質問はありませんか。

ないようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員賛成により議案第124号は原案どおり決定することとします。

退出された委員さんは席にお戻りください。

(退出委員着席)

議長 次に議案第 125 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。事務局の説明を求めます。なお、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により重永委員は議事に参与することができませんので退席をお願いします。

(重永委員 退室)

局長 議案第 125 号「農用地利用配分計画 (案)」について議案書をもとに説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和元年 10 月 30 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 4 から 41 までの 38 件、122 筆、171,282 m²です。ご審議の程お願いします。

議長 質問はありますか

無いようでしたら採決に入ります。

異議の無い方の挙手を求めます。

(全委員賛成)

全員異議が無いようですので、原案どおり了承することとします。

重永委員さんは席にお戻りください。

(重永委員着席)

議長 以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、12 月 5 日(木)9 時から、松村委員、村上雅彦委員でお願いします。

第 30 回総会は、12 月 10 日(火)13 時 30 分からで、会場は保健センター集団指導室です。

議長 以上をもちまして第 29 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 28 分 閉会

山陽小野田市農業委員会
会 長

議事録署名委員
5 番委員

議事録署名委員
6 番委員